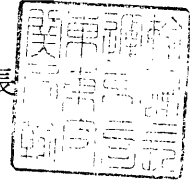


東運輸第279号の2

平成17年4月28日

社団法人 東京都個人タクシー協会会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長



旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の取扱いについて

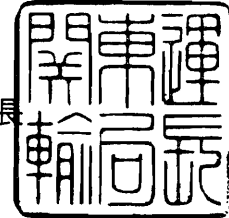
平成17年4月28日付け関自旅一第112号の2、関自旅二第221号の2により関東運輸局長から別添のとおり公示した旨の通達があったことから、貴協会においても了知されるとともに、傘下会員事業者に対しその取扱に対し遺漏なきよう周知徹底方取り計らい願います。



関自旅一第112号の2  
関自旅二第221号の2  
平成17年4月28日

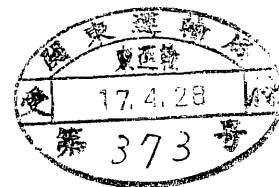
東京運輸支局長 殿

関東運輸局長



旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の取扱いについて

平成17年4月28日付け国自旅第22号により自動車交通局長から「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示附則第3条に規定する地方運輸局長が定める額について」の通達があったので、平成17年4月28日付け国土交通省告示第503号第1号へ(第2号イに規定する場合を含む。)に規定する「地方運輸局長が輸送の安全及び旅客の利便を確保する上で支障がないと認める場合」については、別添(公示)の通り取扱うこととしたので、貴職におかれましても内容を了知されるとともに、貴運輸支局の掲示板に公示を行い関係団体に対して周知徹底を図り事務処理上遺漏のないよう取り図らわれない。



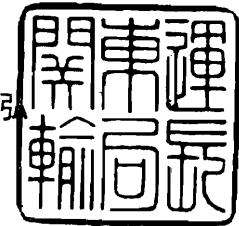
## 公 示

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の取扱いについて

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「告示」という。）第1号へ（第2号イに規定する場合を含む。）に規定する「地方運輸局長が輸送の安全及び旅客の利便を確保する上で支障がないと認める場合」について下記のとおり定めたので公示する。

平成17年4月28日

関東運輸局長 山下 恭弘



記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業にあつては、離島内のみに営業所を有する場合。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、営業区域を島しょ区域とする場合。

### 附 則

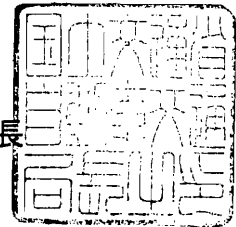
1. この公示は、平成17年4月28日から適用する。
2. 告示附則第3条に規定する地方運輸局長が定める額は、40万円とする。



国自旅第22号  
平成17年4月28日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長

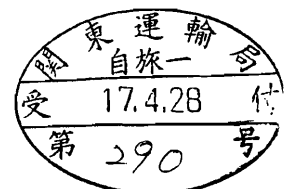


旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示附則第3条に規定する地方運輸局長が定める額について

道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第55号。以下「一部改正省令」という。）及び旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「告示」という。）により、旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、告示で定める基準に適合するものを講じておくことが義務付けられたところである。

告示においては、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「保険契約等」という。）の基準として、財産に対する免責額が30万円以下であることを原則としているが、告示附則第2条により、免責額の基準については、保険契約等の始期が平成17年10月1日以降である契約に適用することとし、また、附則第3条により、保険契約等の始期が平成17年10月1日から平成18年3月31日の間である契約にあつては、別に地方運輸局長が定める免責額によることとしている。

各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長におかれては、今回の一部改正省令及び告示の趣旨を踏まえつつ、各地域の実情に応じ、適切な免責額を速やかに定められたい。



道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第2項（同法第43条第4項において準用する場合を含む。）及び第28条第1項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成17年4月28日  
国土交通大臣 北側 一雄

## 道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

**第1条** 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

4. 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

第21条第2項第3号及び第22条第2項第3号中「第6条第1項第6号、第7号、第8号又は第9号」を「第6条第1項第7号、第8号、第9号又は第10号」に改める。

第23条第2項第3号中「第6条第1項第6号又は第7号」を「第6条第1項第7号又は第8号」に改める。

第28条第1号中「第5号、第6号（口を除く。）、第7号、第8号（口を除く。）、第9号（イを除く。）及び第10号」を「第4号、第6号、第7号（口を除く。）、第8号、第9号（口を除く。）、第10号（イを除く。）及び第11号」に改める。

第33条第7項中「「第6条第1項第6号、第7号、第8号又は第9号」とあるのは「第6条第1項第6号（口を除く。）、第7号、第8号（口を除く。）又は第9号（イを除く。）」と、第23条第2項第3号中「第6条第1項第6号」とあるのは「第6条第1項第6号（口を除く。）」を「「第6条第1項第7号、第8号、第9号又は第10号」とあるのは「第6条第1項第7号（口を除く。）、第8号、第9号（口を除く。）又は第10号（イを除く。）」と、第23条第2項第3号中「第6条第1項第7号」とあるのは「第6条第1項第7号（口を除く。）」に改める。

**第2条** 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（損害を賠償するための措置）

**第19条の2** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 道路交通事業抵当法施行規則（昭和27年運輸省・建設省令第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「第6条第1項第6号、第7号、第8号若しくは第9号」を「第6条第1項第7号、第8号、第9号若しくは第10号」に改める。

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第19条の2の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示を次のように定める。

平成17年4月28日  
国土交通大臣 北側 一雄

## 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第19条の2の告示で定める基準は、次のいずれかの基準とする。

- 一 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、地方公共団体が経営する企業が旅客自動車運送事業者である場合を除く。
  - イ 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた者1人につき8000万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること
  - ロ 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産（当該事業用自動車を除く。）の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき200万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること
  - ハ 旅客自動車運送事業者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと
- 二 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと
- ホ 事業用自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、すべての事業用自動車の台数分の契約を締結すること
- へ 財産に対する免責額が30万円以下であること（地方運輸局長が輸送の安全及び旅客の利便を確保する上で支障がないと認める場合を除く。）

- ト 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること
- 二 次に掲げる損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき損害賠償責任共済の事業を行う事業協同組合その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。ただし、地方公共団体が経営する企業が旅客自動車運送事業者である場合を除く。
- イ 前号イからハ及びホからトに掲げる要件に適合すること
- ロ 共済期間中の共済金支払額に制限がないこと

#### 附 則

**第 1 条** この告示は、公布の日から施行する。

**第 2 条** 第 1 号へ（第 2 号イに規定する場合を含む。）の規定は、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期が平成 17 年 10 月 1 日以降である契約について適用する。

**第 3 条** 第 1 号へ（第 2 号イに規定する場合を含む。）に規定する免責額は、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期が平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の間である契約にあっては別に地方運輸局長が定める額とする。